

(趣旨)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(身分証明書の様式)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項又は第43条第2項において準用する場合を含む。）又は法第7条第2項の身分を示す証明書は、第1号様式によるものとする。

(工事の許可申請の手続)

第4条 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条又は第63条の規定に基づき添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(許可申請書の添付書類)

第5条 省令第7条第1項第5号に規定する書類、省令第7条第1項第10号又は第2項第8号に規定する書類及び省令第7条第1項第12号若しくは第2項第10号又は第63条第1項第2号若しくは第2項第2号の規定に基づく工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主の資力及び信用に関する申告書（第2号様式）
- (2) 工事施行者の能力に関する申告書（第3号様式）
- (3) 工事主が法人の場合にあつては、直前3年間の各事業年度における法人税の納税証明書
- (4) 工事主が個人の場合にあつては、直前3年間の所得税の納税証明書
- (5) 工事主の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書
- (6) 同意証明書（第4号様式）
- (7) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の規定による同意をした者全ての印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (8) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地の直前3か月以内に発行された登記事項証明書及び公図の写し
- (9) 工事施行者の登記事項証明書及び建設業の許可証明書の写し
- (10) 政令第21条に規定する工事をしようとするときは、政令第22条に規定する資格を有する者であることを証する設計者の実務経験証明書（第5号様式）
- (11) 説明会の開催等報告書（第6号様式）

- (12) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく関係機関との協議報告書（第7号様式）
- (13) 誓約書（第8号様式）
- (14) 土地の求積図
- (15) その他市長が必要と認める書類
（工事の協議の申出等）

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第9号様式）に省令第7条第1項第1号及び第5号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第10号様式）に省令第7条第2項第1号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（工事の着手の届出）

第7条 法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けた者（法第15条又は法第34条の規定により法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けたとみなされるものを含む。）は、当該工事に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する着手届（第11号様式）及び工事の工程計画表を市長に提出しなければならない。

（工事の軽微な変更の届出）

第8条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出を行おうとする工事主は、軽微な変更の届出書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（工事の変更協議の申出等）

第9条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第13号様式）に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第14号様式）に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。

（届出工事の変更届出）

第10条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事変更届（第15号様式）に、工事計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。

（工事の廃止届出）

第11条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可を受けた工事主又は法第21条第3項、第27条第1項若しくは第40条第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を廃止しようとするときは、工事廃止

届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（工事完了検査申請書の添付書類）

第12条 省令第40条又は第70条の完了検査申請書には、次に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を添付しなければならない。

- （1） 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立ての完了状況
- （2） 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋の完了状況
- （3） 擁壁の裏面の水抜き穴及びその周辺の状況
- （4） 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となった状況並びにこれらの排水能力及び強度
- （5） 急傾斜地に盛土をする場合における盛土前の段切その他の措置をした状況
- （6） 擁壁の基礎杭の耐力
- （7） コンクリート及び建設資材の強度及び品質管理の状況
- （8） 排水施設と既存排水施設又は河川との接続地点の状況
- （9） 前各号に掲げるもののほか、工事の施行段階で工事完了後外部から明瞭に確認できなくなる箇所（工事の完了検査の手続）の状況

第13条 法第17条第1項又は第36条第1項の規定による工事完了の検査及び法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（工事の中間検査の手続）

第14条 法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（工事の定期的報告）

第15条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項又は第38条第1項の規定により報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第17号様式）に、省令第48条第1項又は第78条第1項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項又は第38条第1項の規定により報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第18号様式）に、省令第48条第2項又は第78条第2項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（届出工事の完了届）

第16条 法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事完了届（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第17条 省令第8条第1項第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

(技術的基準)

第18条 政令第16条第1項の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流量の算定は、次に掲げる数値を用いるものとする。

(1) 1時間の降雨量

ア 旧土佐山村及び旧鏡村 151ミリメートル

イ 旧土佐山村及び旧鏡村以外 141ミリメートル

(2) 流出係数

ア 密集市街地 0.9

イ 一般市街地 0.8

ウ 水田及び山地 0.7

エ 畑及び原野 0.6

(手数料の減免)

第19条 市長は、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の理由があると認める場合においては、高知市手数料並びに延滞金条例（平成12年条例第3号）第4条第1項第5号の規定により宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料を減額し、又は免除することができる。

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第20条 省令第88条の規定に基づき法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める者は、適合証明書交付申請書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可（経過措置期間（改正法附則第2条第1項に規定する経過措置期間をいう。以下同じ。）の経過前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた宅地造成に関する工事に係るこの規則による改正前の高知市宅地造成等規制法施行細則の規定の適用については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

(高知市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正)

3 高知市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例施行規則(平成12年規則第109号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条」を「第18条」に改める。